

# 環境基本計画策定業務

平成29年度予算要求額:8,659千円

## 1 環境基本計画について

- ① 堺市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する目標、それを達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項について定める環境行政の基本計画として位置付けられている。

堺市環境基本条例(抜粋)

(環境基本計画の策定)

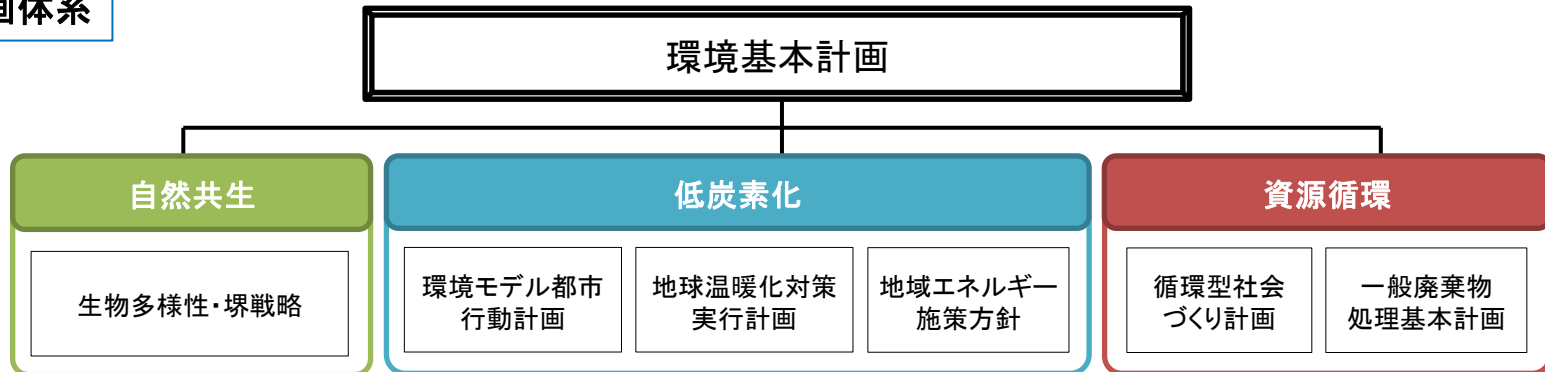
第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全と創造に関する目標、それを達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- ② 第1次環境基本計画は平成11年3月に、現行の第2次計画は平成21年5月に策定された。計画期間は10年であり、その間に多くの分野別計画が策定・更新されたほか、新たに着目された概念に基づく施策が幅広く展開されており、次期計画はこれらのことを踏まえて改定する必要がある。

## 2 計画体系



## 3 現行計画の進捗状況

[環境白書「堺の環境」](#)で現行計画の進捗状況を報告。